

コーポレート・ガバナンスに関する方針

(2024年6月26日現在)

目次 コーポレート・ガバナンスに関する方針

第1章	総則	
第1条	(目的)	1
第2条	(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)	1
第2章	株主の権利・平等性の確保	
第3条	(株主の権利の確保)	1
第4条	(株主の平等性の確保)	1
第5条	(資本政策)	1
第6条	(政策保有株式に関する方針)	1
第7条	(議決権行使基準)	2
第8条	(関連当事者間の取引)	2
第9条	(アセットオーナー)	2
第3章	株主等ステークホルダーとの関係	
第10条	(ステークホルダーとの関係)	2
第11条	(株主との対話)	2
第4章	適切な情報開示と透明性の確保	
第12条	(情報開示の充実)	3
第13条	(会計監査人)	3
第5章	取締役会等の責務	
第14条	(コーポレート・ガバナンス体制に対する考え方)	3
第15条	(取締役会の役割、責務)	3
第16条	(取締役会の構成)	3
第17条	(取締役の役割、責務)	4
第18条	(監査役会・監査役の役割、責務)	4
第19条	(代表取締役の選解任及び取締役・監査役の指名方針)	4
第20条	(後継者計画)	5
第21条	(取締役の報酬の決定方針及び手続)	5
第22条	(取締役、監査役に対するトレーニング)	5
第23条	(社外取締役、社外監査役のサポート体制)	5
第24条	(取締役会の実効性評価)	6

第1章 総則

(目的)

第1条 「コーポレート・ガバナンスに関する方針」は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、方針、枠組みを定めたものである。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

第2条 当行では、「揺るぎない信頼の確立」、「質の高い金融サービスの提供」、「地域経済・社会への貢献」、「法令やルールなど基本原則の徹底した遵守」、「透明な経営」、「人権の尊重」、「持続可能な社会の実現に向けた責務」、「反社会的勢力との関係遮断およびマネー・ローンダリング等の防止」等からなる「千葉銀行グループの企業行動指針」を全ての企業行動の基本とする。

② これらを遵守・実現し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実に努め、多様なステークホルダーとの適切な協働をつうじて持続可能な地域社会の実現に貢献するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利の確保)

第3条 当行は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知の早期発送に努めるとともに、速やかに当行ホームページに開示する。

(株主の平等性の確保)

第4条 当行は、すべての株主をその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないように適時適切に情報開示を行う。

(資本政策)

第5条 当行は、「リスク管理の基本方針」において、資本政策の実施及び自己資本の充実度の評価に必要な自己資本管理態勢の整備、確立を図る。

② 地域への安定的な資金供給に必要な健全性を維持しつつ、資本効率の向上に努める。

③ 自己資本管理部署は、統合的リスク管理部署と連携し、自己資本比率、レバレッジ比率及び統合リスク量のモニタリングをつうじて、必要な対応策を策定し、自己資本のコントロールを行う。

(政策保有株式に関する方針)

第6条 政策保有株式は、地域金融機関として取引先等との取引や連携関係の維持・拡大等、その保有意義が認められる場合において限定的に保有し、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先等との十分な対話を経たうえで、縮減を進めることを基本方針とする。

- ② 政策保有株式については、個別にリスク・リターンを踏まえた経済合理性や政策保有先の財務・業績内容を勘案した株式価値の将来の見通し、これらを踏まえた保有意義の妥当性を取締役会にて定期的に検証し、保有の可否を判断する。

(議決権行使基準)

第7条 政策保有株式の議決権行使に際しては、政策保有先のガバナンスの状況を踏まえたうえで、当行並びに政策保有先の企業価値の向上の視点に立ち、総合的に賛否を判断する。

- ② 政策保有先の中長期的な企業価値向上や当行の経済的利益に大きく影響を与えうる重要な議案については、必要に応じて政策保有先との対話等を経て賛否を判断する。

(関連当事者間の取引)

第8条 当行と当行取締役等との取引が株主の利益を害することのないよう、次の手続きを定める。

1. 当行は、取締役会規程において、取締役の競業取引及び当行と当行取締役との取引のうち重要なものについては、あらかじめ取締役会による承認を得る。
2. 当該取引の完了後、取締役会は実施結果の報告を受け、実施状況を監視する。

(アセットオーナー)

第9条 当行は、確定給付年金制度に係る年金資産の運用・給付その他の管理について企業年金基金（以下、基金）を設立のうえ実施する。

- ② 基金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、基金事務局に適切な資質を持った人材を配置する。
- ③ 人事・財務・リスク管理・市場運用の業務に精通した者等を構成員とする「資産運用委員会」にてポートフォリオの資産配分や新規組入ファンド戦略等について審議するなど、年金財政の適正な運営の実現に努める。

第3章 株主等ステークホルダーとの関係

(ステークホルダーとの関係)

第10条 当行は、ステークホルダーとともに着実に成長していくため、「お客さま」「株主」「従業員」「地域社会」など多様なステークホルダーの価値向上につながる経営戦略を掲げ、それらの実現に向けて中長期的な視点で取り組んでいく。

(株主との対話)

第11条 当行は、財務状況や経営戦略などに関する正確な情報を、株主・投資家・証券アナリスト・格付機関などに公平かつ迅速に提供し、また、当行に関する市場の評価を取締役に報告することをつうじて、企業価値の向上に資するIR活動を目指す。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示の充実)

第12条 ステークホルダーの信頼を確立し、経営の透明性を高めるため、当行は、会社法、銀行法、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「適時開示規則」ならびにその他の関係法令等に沿って公平かつ適時・適切でわかりやすい情報開示を行う。

(会計監査人)

第13条 当行は、会計監査人が株主、投資家に対し監査をつうじて企業の財務書類等の信頼性を確保することを認識し、会計監査人による監査が有効に機能するよう、以下の体制を確保する。

1. 当行は、会計監査人に対し、取締役、監査役及び監査に必要な部署等との面談機会の設定及び十分な監査時間の確保など、適切な監査を可能とする環境を整備する。
2. 監査役は、会計監査人から監査方針、監査計画及び監査方法の説明を受ける等、意見交換を実施し、適切な監査が実施されているかを監視し検証するとともに、会計監査人からの意見を踏まえ、効率的かつ実効性のある監査の実施に努める。
3. 監査役会は、会計監査人の再任及び解任の適否の判断に当たって、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて、確認する。
4. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断に当たって、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて、確認する。

第5章 取締役会等の責務

(コーポレート・ガバナンス体制に対する考え方)

第14条 当行は、第2条に定めるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、監査役会設置会社を採用する。

- ② 当行は、取締役候補者の選任及び報酬案、重要な経営課題に関する事項等の検討に当たり、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るため、独立社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬・経営諮問委員会」を設置する。

(取締役会の役割、責務)

第15条 取締役会は、経営方針やその他重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の業務執行を監督する。

- ② 取締役会は、業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の整備に係る基本方針を定め、それに基づきコンプライアンス体制、リスク管理態勢、内部監査態勢等が有効に機能するよう監督する。
- ③ 取締役会において十分な社外取締役候補者を選任し、自由闊達で建設的な議論を行うことなどをつうじて取締役会の実効性向上に努める。

(取締役会の構成)

第16条 取締役会の機能を効果的・効率的に発揮するため、取締役会は定款に定める18名以内で

必要な人数の取締役候補者を選任する。

- ② 取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性に配慮し、当行の業務に精通した社内取締役と、独立した客観的な立場から監督を行う社外取締役に構成する。

(取締役の役割、責務)

第17条 取締役は、適切な業務執行を実現し、当行の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加する。

- ② 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たす。
- ③ 取締役及び取締役会は、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築する。
- ④ 取締役会等は、営業推進部門等を過度に重視するのではなく、金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等、統合的リスク管理、各リスク管理、内部監査を重視する態勢を構築する。

(監査役会・監査役の役割、責務)

第18条 監査役会が監査に関する意見を形成するための唯一の協議機関かつ決議機関であることに鑑み、各監査役は、職務の遂行の状況を監査役会に報告する。また、各監査役は、監査役会を活用して監査の実効性の確保に努める。

- ② 監査役は、取締役会と協働して当行の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、当行が様々なステークホルダーの利害に配慮するとともに、これらステークホルダーとの協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負う。
- ③ 前項の責務をつうじ、監査役は、当行の透明・公正な意思決定を担保するとともに、当行の迅速・果断な意思決定が可能となる環境整備に努め、取締役又は使用人に対し能動的・積極的な意見の表明に努める。
- ④ 監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、当行の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明など、必要な措置を適時に講じる。
- ⑤ 監査役は、当行の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施する。
- ⑥ 監査役は、会計方針が、当行財産の状況、計算関係書類に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、会計監査人の意見を徹して検証する。また、必要があると認めるときは、取締役に対し助言又は勧告する。

(代表取締役の選解任及び取締役・監査役の指名方針)

第19条 社内取締役候補者は、経営戦略の実現に向け、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に

遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有する人物について指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会において決定する。

- ② 代表取締役の選定は、社内取締役の中から当行の代表者として適した人物について指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会で決定する。代表取締役としての職務執行に重大な支障が生じた場合等には、当人の解任について指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会で決定する。
- ③ 社外取締役候補者は、専門的な知識及び経験を有し、自らの知見に基づき、当行の持続的な成長や中長期的な企業価値向上に貢献できると判断される人物について指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会において決定する。
- ④ 監査役候補者は、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有する人物について、指名・報酬・経営諮問委員会で審議し、監査役会より同意を得たうえで、取締役会において決定する。

(後継者計画)

第20条 当行は、代表取締役の後継者について、求められる人材要件や、育成方針・計画及び育成状況等を踏まえて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会で決定する。なお、審議の状況については適宜取締役会へ報告する。

(取締役の報酬の決定方針及び手続)

第21条 取締役の報酬については、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定する。

- ② 当行の報酬体系は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び株主との一層の価値共有による経営意識の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう設計する。役位別固定報酬に加えて、短期的なインセンティブ報酬として賞与を、当行の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当行の中期経営計画に定める業績目標達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図る中長期的なインセンティブ報酬として、固定及び業績連動型の譲渡制限付株式を割当てる。

(取締役、監査役に対するトレーニング)

第22条 当行は、取締役及び監査役が期待される役割・責務を適切に果たせるよう、当行の業務に関する情報の提供や外部機関による研修等への参加など、個々の取締役及び監査役に応じたトレーニング機会の提供及びその費用の支援を、就任の際及び就任後において継続的に行う。

(社外取締役、社外監査役をサポート体制)

第23条 社外取締役による経営監督機能が十分に発揮されるよう、職務遂行に必要な当行の経営戦略や活動に対する理解を深める機会を継続的に提供する。

- ② 監査役の職務を補助する使用人として、業務執行に係る役職を兼務しない監査役補助者を任命する。監査役は、取締役会をはじめとする重要会議へ出席可能とするほか、重要書類が回付される仕組みとし、情報が適時・適切に伝達される体制とする。

(取締役会の実効性評価)

第 24 条 「企業の持続的成長」と「中長期的な企業価値の向上」に向け、取締役会が「重要な業務執行の決定」や「職務執行の監督」等の機能を有効に果たしているかを確認するため、毎年取締役会の実効性評価を実施する。

- ② 評価結果を取締役会で共有し、改善・改革に向けた対応策を検討、実施していくことで、取締役会の機能向上に努める。

付 則

(改 廃)

第1条 本規程の改廃は取締役会の決議による。

(実施日)

第2条 本規程は2024年6月26日より実施する。

主 な 改 正

2019年7月1日	制 定
2021年4月1日	改 正
2021年6月25日	改 正
2021年12月20日	改 正
2024年6月26日	改 正